



雇均職発 1007 第 2 号  
令和元年 10 月 7 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長



### 11 月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制が、本年 4 月より大企業に対して適用されています。このような中、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせているという声が厚生労働省等に寄せられています。

そのため、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するため、本年 6 月 26 日に、中小企業庁、公正取引委員会と連携し、しわ寄せ防止に向けた総合対策を策定し、現在、その取組を進めているところです。対策の一環として、新たに 11 月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、各種取組を行っていくことにしています。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。

なお、ポスター及びリーフレットの追加配布を希望される場合には、下記担当者までご一報くださいますようお願いいたします。

(担 当)

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課  
働き方・休み方改善係 (03-5253-1111 (内線 7915))  
松 本 (matsumoto-kazuyuki@mhlw.go.jp)  
川野邊 (kawanobe-misato@mhlw.go.jp)

# 11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



**STOP!**  
**しわ寄せ**

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう！

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



 公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

### ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること。**
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

### ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。**

### ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議**すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう!